

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	電波遮蔽用衝立の設置役務	DIH-LG-23073	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 6年 1月 24日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	情報本部画像・地理部		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、電波遮蔽用衝立の設置役務（以下、“本役務”という。）について規定する。

### 1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札時又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める事項がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

#### a) 仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

D S P Z 9 0 0 8 品質管理等共通仕様書

公共建築工事標準仕様書（建築工事編，令和4年版）

建築工事標準仕様書・同解説 J A S S 5 鉄筋コンクリート工事（2022年版，日本建築学会）

建築工事標準仕様書・同解説 J A S S 6 鉄骨工事（2018年版，日本建築学会）

#### b) 法令等

建築基準法（昭和25年法律第201号）

建築基準法施行例（昭和25年法律第338号）

建設省告示第1454号（平成12年）

建設業法（昭和24年法律第100号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 本役務の概要

本役務は、防衛省情報本部飯岡地上局におけるアンテナ部増設に当たり、防衛装備庁次世代装備研究所飯岡支所（以下、“飯岡支所”という。）が実施している電波試験に影響を及ぼすことから、影響を局限させるための電波遮蔽用衝立を製造及び設置する。

### 2.2 役務の内容

#### 2.2.1 実施計画

契約の相手方は、契約後速やかに情報本部画像・地理部（以下、“官側”という。）と調整の上、作業工程表，作業項目，作業要領等を記載した“実施計画書”を作成し，官側の確認を得た後，4.1に基づき提出する。

なお，“実施計画書”に変更が生じた場合は，速やかに官側の確認を得て提出する。

## 2.2.2 役務の実施

### a) 電波遮蔽用衝立の設計及び製造

電波遮蔽用衝立の設計及び製造を行うこと。細部内容は、**附属書A**による。

### b) 設置作業

a) で設計及び製造した電波遮蔽用衝立を飯岡支所に設置する。**表1**の耐風性及び耐震性を有すること。設置場所は**付図1**及び**付図2**を基準とし、細部は、官側との調整による。施工に際しての寸法精度の許容差は**表2**のとおりとする。

**表1－耐風性及び耐震性の条件**

番号	項目	条件	備考
1	耐風性	38m/s	建築基準法，建設省告示第1454号- 地方区分(5)千葉県旭市 基準風速
2	耐震性	1G	1G=9.8m/s/s, 震度6~7相当

**表2－施工に際しての寸法精度**

名称	図	管理許容差	測定器具	備考
(1) 支柱の倒れ		$e \leq H/1000$ かつ $e \leq 10\text{mm}$	下げ振り セオドライト レーザ鉛直器 光学鉛直器 J I S 1級 鋼製巻尺 金属製直尺 3次元測距儀	
(2) 通りのわん曲		$e \leq L/4000$ かつ $e \leq 20\text{mm}$	ピアノ線 J I S 1級 鋼製巻尺 金属製直尺	

## 2.2.3 作業結果報告書

契約の相手方は、実施計画書に基づく作業を完了した際には、本役務に関する“作業結果報告書”を作成し、官側の確認を得た後、**4.1**に基づき提出する。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

契約の相手方は、**表3**に示す書類を提出する。

表 3－提出書類

番号	名 称	数量	媒体	提出時期	提出先	備考
1	実施計画書	2部	紙媒体及び、 電子データ	契約後，速やかに	情報本部 画像・地理部 (飯岡)	注1，注2
2	設計図面	2部		設計終了後，速やかに		注1，注2，注3
3	作業結果報告書	2部		受領検査前		注1
4	納品書	1部	紙媒体又は、 電子データ	作業完了後，速やかに		注1，注4
5	単価表	1部		作業完了後，速やかに		注1，注5

注1 A4版両面印刷左側綴の製本を基本とし，必要に応じA3判等を使用すること。

注2 改訂が生じた場合は，改訂版を提出するものとする。

注3 構造計算書を含む。

注4 **防衛省所管物品管理取扱規則**に基づき作成すること。

注5 製品及び資材，役務の単価を記載すること。

#### 4.2 情報の保全

契約の相手方は，本役務の履行に関し，直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。

#### 4.3 官側の支援

契約の相手方は，本役務の履行に当たり，次の事項について官側の支援を必要とする場合には，事前に官側と調整の上，無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有するデータ，資料等の閲覧に関すること
- b) 現地における官側が保有する電話，電力及び水等の使用
- c) 現地における本役務の履行に必要な官有器材及び施設等の利用
- d) 委託企業の作業員等に対する駐屯地の入出門の許可
- e) 搬入資器材の保管
- f) その他契約担当官等が必要と認めたこと

#### 4.4 発生材の処置

契約の相手方は，本役務により生じた発生材について，官側と調整の上，適切に廃棄又は処分する。

#### 4.5 技術調整等

契約の相手方は，本役務の履行に当たり，必要に応じ，官側と所要の技術調整を実施するものとする。

なお，対面形式を基準とし，やむを得ない場合は，リモート形式で実施する。

#### 4.6 器材等の準備

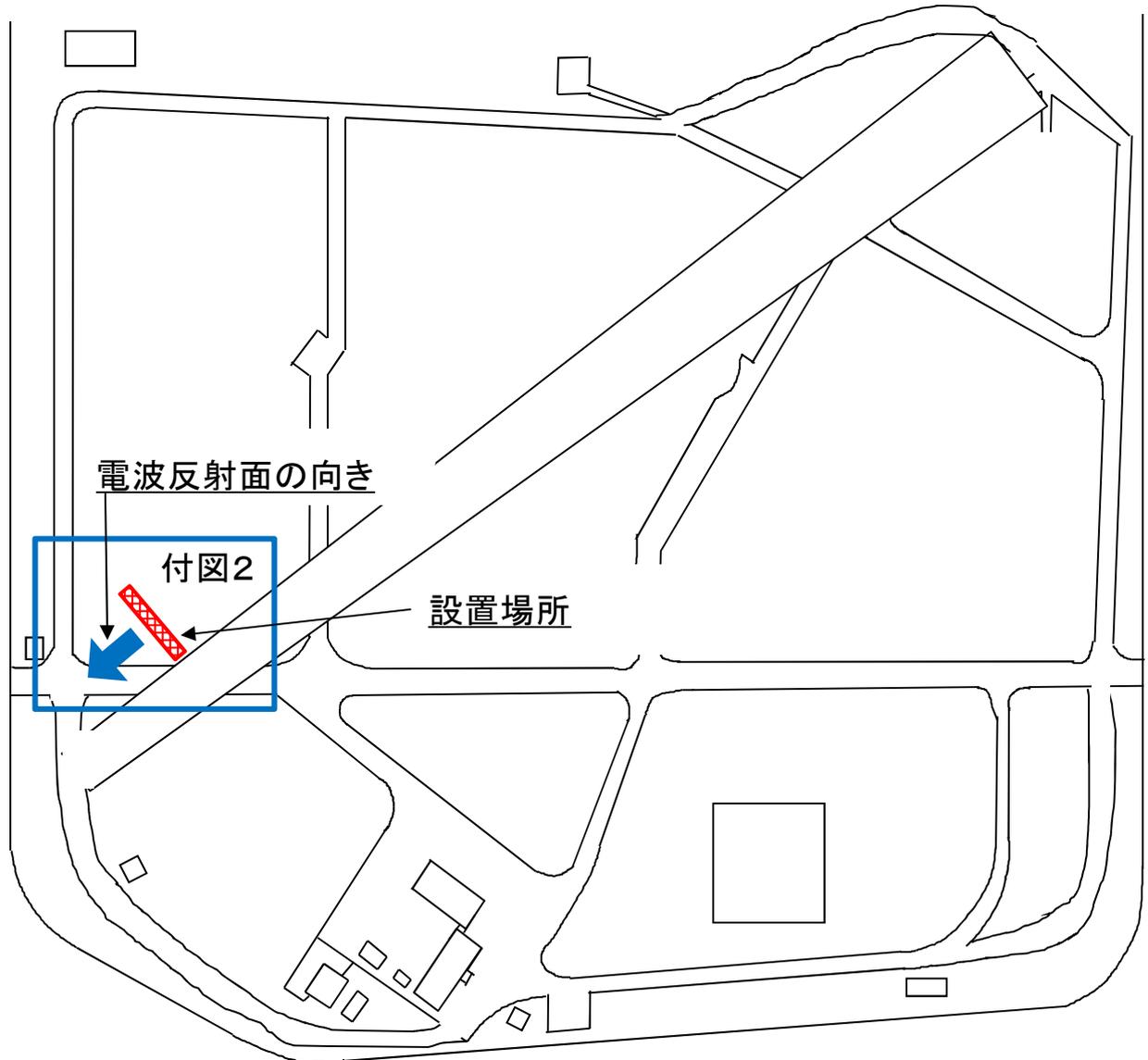
契約の相手方は，本役務の履行に当たり，必要な機器及び部材を準備する。

#### 4.7 安全管理

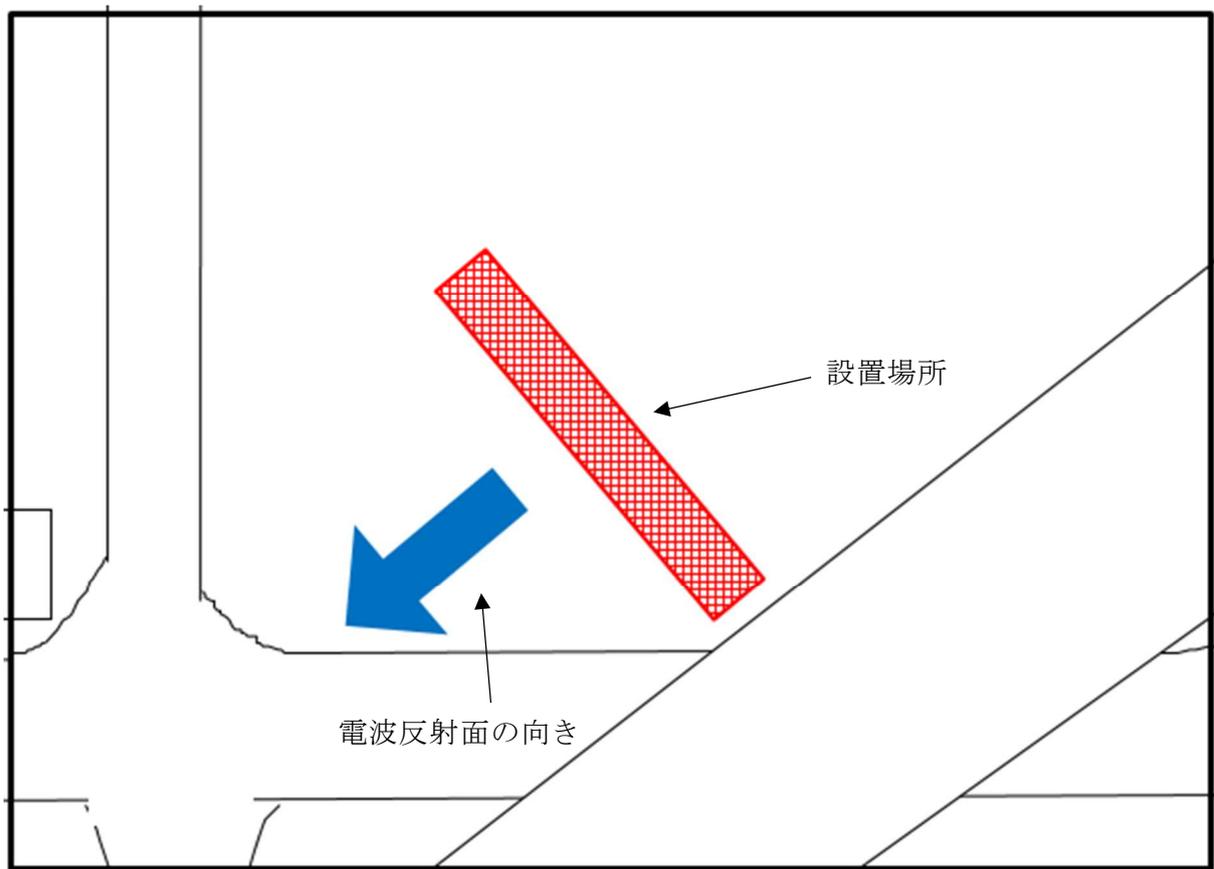
契約の相手方は，本役務の履行に当たり，必要な安全管理を実施する。また，官側所有の物品や構造物に損傷を与える恐れがある場合は，養生等の必要な処置を実施するとともに，それらに損傷を与えた場合は，官側に報告の上，速やかに原状に復さなければならない。

#### 4.8 仕様書に関する疑義

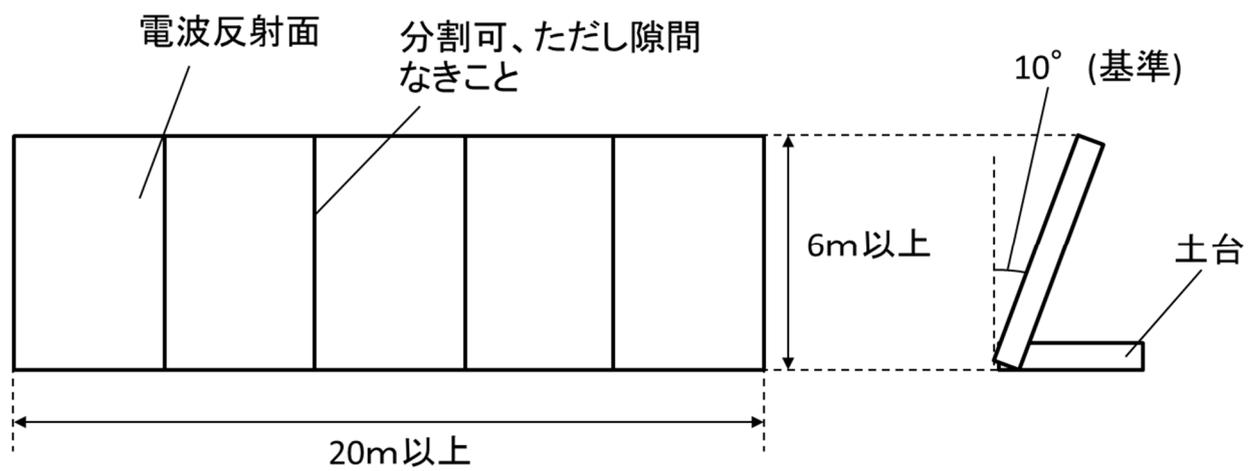
仕様書の内容に疑義が生じた場合は，契約担当官等に申し出てその指示を受ける。



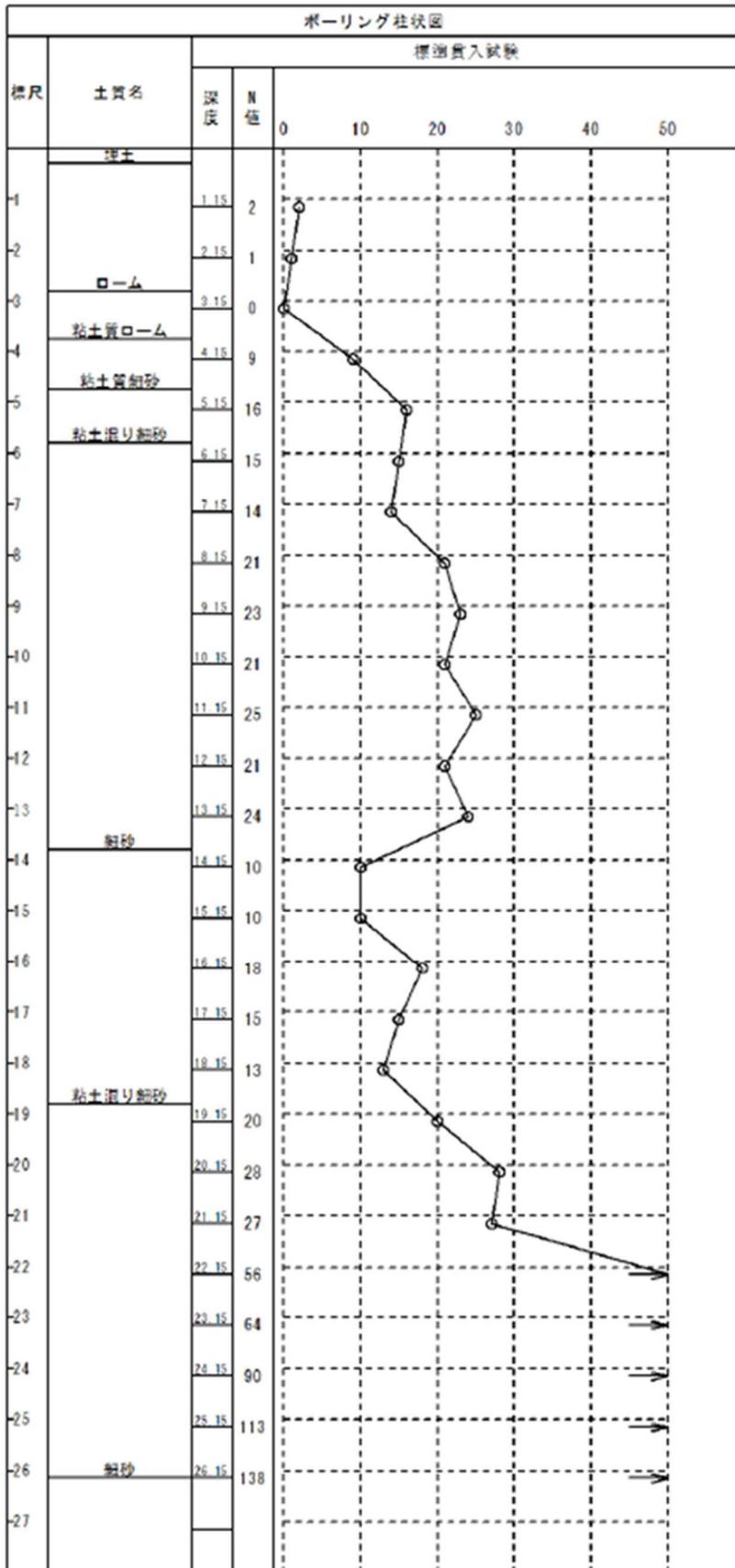
付図1 - 飯岡支所内における設置場所 (基準)



付図2 - 飯岡支所内における設置場所（基準）の拡大図



付図3 - 電波遮蔽用衝立の構造



付図4ーボーリング柱状図

# 附属書 A

## (規定)

### 電波遮蔽用衝立の設計及び製造

#### A.1 適用範囲

この附属書は、電波遮蔽用衝立の設計及び製造について規定する。

#### A.2 電波遮蔽用衝立の設計及び製造に関する要求

##### A.2.1 電波遮蔽用衝立の設計

電波遮蔽用衝立の設計に関する要求事項は、次のとおりとする。

なお、構造は付図 3 を参考とする。

- a) 幅 2.0 m 以上×高さ 6 m 以上であること。
- b) 電波反射面は鋼板等の金属板とし、金属板をビス等で固定する際は丸頭とする等、極力凹凸がないこと。
- c) 電波反射面の傾斜角は 10°（基準）であること。
- d) 耐風性及び耐震性は、表 1 の条件を有すること。
- e) メッキ等により十分な防食性及び耐塩害性を有すること。
- f) 土台については、付図 4 のボーリング柱状図を参照の上、決定すること。

##### A.2.2 一般的条件

C & L P S - Y 0 0 0 0 7, D S P Z 9 0 0 8, 公共建築工事標準仕様書, 建築工事標準仕様書・同解説, 建築基準法, 建築基準法施行令及び建設業法によるほか, 関連する告示・基準等を遵守するものとする。

##### A.2.3 材料・部品

材料及び部品は、努めて日本産業規格に規定された材料及び部品を使用するものとする。

##### A.2.4 製造方法・加工方法

製造方法及び加工方法は、既に確立された方法によるものとする。また適切な場合には、可能な限り下請負を活用するなどコストの低減に努めるものとする。

##### A.2.5 設計図面の作成

契約の相手方は、電波遮蔽用衝立の設計図面を作成し、官側に提出すること。

##### A.2.6 その他の指示

外観は、各部の仕上がりが良好で、ひび割れ、著しい傷等の欠陥がないこと。